

## 「いなわしろ天のつぶ」認定生産者登録制度実施要領

### （目的）

第1条 この要領は、猪苗代町内で福島県水稻奨励品種「天のつぶ」を、登録の要件等の生産方法を遵守し生産活動を行う農業者を、「いなわしろ天のつぶ」認定生産者（以下「認定生産者」という。）として登録する制度等について定めることにより、「いなわしろ天のつぶ」の品質の向上を図り、もってブランド化を推進することを目的とする。

### （登録区分）

第2条 登録の区分は次の各号に該当するものをいう。

- （1） 「いなわしろ天のつぶ」を次条に定める登録の要件等に基づき生産活動を行う農業者・農業生産法人・集落営農組織（以下「生産者等」という。）とする。
- （2） 集落営農組織とは、規約等を有し、栽培方法や使用する資材等を統一し栽培を実践する集落営農組織をいう。

### （登録の要件）

第3条 登録を受けようとする者は、次の各号に掲げる要件をすべて満たされなければならない。

- （1） 農振農用地等の栽培適地内の水田において栽培すること。
- （2） 猪苗代町の定める栽培マニュアル及び品質・食味・栽培基準等を遵守すること。
- （3） 種子の自家採種を行わないこと。
- （4） 収穫物は自家消費・縁故米等を除き、全量出荷（販売）すること。
- （5） 猪苗代町の定める出荷基準等に基づき自主仕分けに取り組むこと。
- （6） ブランド化推進にかかる各種制度の運用、「いなわしろ天のつぶ」の価値の向上に協力すること。

### （登録の手続き）

第4条 認定生産者の登録を受けようとする者は、「いなわしろ天のつぶ」認定生産者登録申請書（様式第1号）及び当該年産「いなわしろ天のつぶ」栽培管理日誌等の写し、色別選別機の購入又は利用証明書類等の写しの必要書類を、猪苗代町六次産業化地産地消推進委員会（以下「委員会」という。）会長（以下、「会長」という。）提出するものとする。

### （登録）

第5条 会長は実態を確認の上、前条の申請者が登録要件をすべて満たすと認めたときは、認定生産者として登録するものとする。

- 2 会長は、登録の可否の結果について、申請者に対して「いなわしろ天のつぶ」認定生産者登録決定通知書（様式第2号及び様式第3号）により通知するものとする。
- 3 会長は、認定生産者として登録した申請者に対して認定生産者登録証（様式第4号）（以下「登録証」という。）を交付するものとする。

### （認定生産者の役割）

第6条 認定生産者は、「いなわしろ天のつぶ」の高品質化・良食味化等へ積極的に取り組み、「いなわしろ天のつぶ」に対する理解が深まるよう情報提供に努めるとともに、「いなわしろ天のつぶ」のブランド化の取り組み及び調査等に協力するものとする。

(認定生産者への支援)

第7条 会長は、認定生産者に対し次の各号に掲げる支援を行う。

- (1) 認定生産者の取り組み内容等をホームページ、パンフレットなどに掲載し、広く紹介する。
- (2) その他必要な支援を行う。

(調査)

第8条 会長は、必要があると認めるときは、認定生産者に対して登録要件を満たしているか随時調査することができる。

(実績報告)

第9条 認定生産者は「いなわしろ天のつぶ」認定生産者実績報告書(様式第5号)及び更新登録該当年(次年)産「いなわしろ天のつぶ」栽培管理日誌等の写し、色別選別機の購入又は利用証明書類等の写しの必要書類を年度末までに会長へ提出するものとする。

(登録の有効期間)

第10条 登録は「いなわしろ天のつぶ」の生産年単位の取り扱いとし、有効期間(以下「登録期間」という。)は、当該年産米の販売期間である10月1日から翌年9月30日までの1年間とする。ただし年度途中で登録したものは、登録の日からその登録期間の末日である9月30日までとする。

- 2 認定生産者は、登録期間終了後も引き続き登録を受けようとするときは、登録期間の末日である9月30日までに実績報告書(様式第5号)及び更新登録該当年(次年)産「いなわしろ天のつぶ」栽培管理日誌等の写し、色別選別機の購入又は利用証明書類等の写しの必要書類を会長へ提出することで自動継続とする。

(登録の取り下げ)

第11条 認定生産者は、離農等によりその「いなわしろ天のつぶ」の生産を終了したとき又は登録の取り下げを希望するときは、速やかに「いなわしろ天のつぶ」認定生産者登録取下届出書(様式第6号)を会長に提出し、あわせて登録証等を返還するものとする。

(登録の取り消し)

第12条 会長は、認定生産者が次の各号のいずれかに該当するときは、「いなわしろ天のつぶ」認定生産者登録取消通知書(様式第7号)により通知し、登録を取り消すことができる。

- (1) 離農したとき。
- (2) 登録要件を満たさなくなったとき。
- (3) 第9条の規定による「実績報告書」及び更新登録該当年(次年)産「いなわしろ天のつぶ」栽培管理日誌等の写し、色別選別機の購入又は利用証明書類等の写しの必要書類の提出がないとき。
- (4) 消費者の信頼又は「いなわしろ天のつぶ」のイメージを著しく失墜させたとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、会長が不相当と認めたとき。

(苦情の処理)

第13条 認定生産者は、登録内容等に関して販売先等から苦情があったときは、速やかに自己の責任において必要な措置を講じるとともに、会長にその旨を報告するものとする。

(補則)

第14条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成26年1月31日から施行する。

この要領は、平成26年8月19日から施行する。

この要領は、平成28年10月12日から施行する。

猪苗代町六次産業化地産地消推進委員会会長

（申請者）

住 所  
 団 体 等 名  
 職 ・ 氏 名  
 電 話 番 号

印

## 「いなわしろ天のつぶ」認定生産者登録申請書

「いなわしろ天のつぶ」認定生産者の登録について、「いなわしろ天のつぶ」認定生産者登録制度実施要領第4条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。  
 なお、下記の太枠内の情報提供内容についてPR活動等に利用・公開することを併せて同意します。

氏名・団体等名			
代 表 者	職 名		氏 名
担 当 者	所属・職名		氏 名
当年度「いなわしろ天のつぶ」年間生産予定面積	約		a（アール）
当年度、主な「いなわしろ天のつぶ」出荷・販売先名			
<b>情報提供内容（PR活動等利用情報）</b>			
ブリガナ			
氏名・団体等名			
ブリガナ			
所在地 （住所）	〒 -		
電話番号		FAX番号	
問合せ等受付時間		定休日	
ホームページアドレス	http://		
PRメッセージ	※消費者へのメッセージ等		
「いなわしろ天のつぶ」品質向上・確保のために実践している取り組み	※「いなわしろ天のつぶ」を高品質化・良食味化するためなど、取り組み内容等を記入して下さい。		
添 付 資 料	<input type="checkbox"/> 作業風景写真 <input type="checkbox"/> 生産者写真 <input type="checkbox"/> その他		

猪苗代町六次産業化地産地消委員会会長

（報告・申請者）  
住 所  
団 体 等 名  
職 ・ 氏 名  
電 話 番 号

印

## 「いなわしろ天のつぶ」認定生産者実績報告書 （兼、次年度認定生産者登録申請書）

「いなわしろ天のつぶ」認定生産者の実績について、「いなわしろ天のつぶ」認定生産者登録制度実施要領第9条の規定により、下記のとおり報告します。

なお、下記の太枠内実績報告内容について生産活動等に利用・公開することを併せて同意します。

また、「いなわしろ天のつぶ」認定生産者登録制度実施要領第10条の2の規定により、次年度についても認定生産者への登録を申請します。

氏名・団体等名			
登録番号	「いなわしろ天のつぶ」 認定生産者登録 第 号		
代表者	職 名		氏 名
担当者	所属・職名		氏 名
<b>実績報告内容（PR活動等利用情報）</b>			
生産数量	約	a（アール）	
	約	袋／30kg	
※具体的な数字を記入して下さい。			
主な出荷・販売先名	例：あいづ農業協同組合、株式会社〇〇ファーム、猪苗代一郎（個人名）など		
PRメッセージ	※消費者へのメッセージ等		
「いなわしろ天のつぶ」品質向上・確保のために実践している取り組み	※「いなわしろ天のつぶ」を高品質化・良食味化するためなど、取り組み内容等を記入して下さい。		
この事業に対する要望など	※要望や登録内容の変更などがあれば記入して下さい。		
次年度「いなわしろ天のつぶ」年間生産予定面積	約	a（アール）	
次年度「いなわしろ天のつぶ」の主な出荷・販売先名			

猪苗代町六次産業化地産地消推進委員会会長

（申請者）

住 所

店舗・屋号等名

代表者職・氏名

電 話 番 号

印

## 「いなわしろ天のつぶ」認定生産者登録取下届出書

「いなわしろ天のつぶ」認定生産者の登録について、「いなわしろ天のつぶ」認定生産者登録制度実施要領第11条の規定により、取り下げします。

なお、併せて登録証も返還します。

登録番号	「いなわしろ天のつぶ」認定生産者登録 第 号			
代表者	職 名		氏 名	
担当者	所属・職名		氏 名	
取下の理由				

※具体的な取り下げの理由を記入して下さい。